

平成31年3月1日

互助会へご加入いただいたお客様 ならびに
積立中の会員様へ

互助会月掛金4月分口座振替日のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

今年は5月1日が「天皇の即位の日」の祝日となり、前後の4月30日と5月2日が国民の祝日扱いとなるため、通常口座振替日4月27日(土曜日)から5月6日(月曜日)まで金融機関も休日となります。

互助会の月掛金の金融機関口座振替での積立で、毎月27日(金融機関休日は、翌営業日)の会員様は、4月分の振替が5月7日に、5月分の振替が5月27日となります。したがって、5月中に4月分と5月分の2ヶ月分が口座振替となりますので、ご注意お願いいたします。

4月			5月													
26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8		26	27	28
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		日	日	日
(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)		(日)	(月)	(火)
			昭和の日	国民の休日	天皇の即位の日	国民の休日	憲法記念の日	みどりの日	こどもの日	振替休日						

● 通常月の振替予定日

● 4月分振替日

● 5月分振替日

※4月27日(土)が金融機関の休日にあたる為
翌営業日の5月7日(火)に振替となります